

平成 27 年度人権研修実施報告書

一年を通じてのねらい

障がい者差別禁止法における「合理的配慮義務」に視点を置き、各職種において障がいの特性に応じた対応とは何かを共通理解し、ご利用者への人権意識の向上を目指す。

1. セルフチェックリスト調査実施

日 時…平成 27 年 4 月セルフチェック調査に実施。

① ねらい

日々の職場環境、職員自身の人権意識や健康状態を振り返り、虐待を未然に防ぐ為、芽の段階で摘みとり、虐待防止に向けた職員の人権意識の再確認を行なう。

② 内容

- ・セルフチェックリストは職員自身が日々の行動を振り返り、禁止事項、行動規範を順守できているかを点検するとともに、職員自身のストレス状況も振り返り、自身のメンタルヘルス状況を確認してもらうために実施する。
振り返るだけでなく、記入して頂いたセルフチェックリストの結果について、各事業所で個別面談を実施し、改善を行う。全体的に気になる点や改善が必要とされる事項があれば人権委員会を開催し、適切な対応を行なう。
- ・今回のチェックリストは職員自身が日々の行動を振り返り、禁止事項、行動規範を守れているかを点検するとともに、職員自身のストレスの状況も振り返り、自身のメンタルヘルス状況を確認してもらう。
- ・振り返るだけでなく、記入して頂いたセルフチェックリストの結果について、全体的に気になる点や改善が必要とされる事項があれば人権委員会を開催し、適切な対応を行なう。
- ・同僚や個別のメンタルヘルスについて気になる点等の相談を行う。

③ 結果

- ・結果については各事業所課長より、報告書をまとめ施設長に提出。

2. 第 1 回人権研修

日 時…	平成 27 年 6 月 2 日(火)	第 1 回	1 : 15 ~ 2 : 40
	6 月 3 日(水)	第 2 回	1 : 15 ~ 2 : 40
	6 月 8 日(月)	第 3 回	1 : 15 ~ 2 : 40
	6 月 30 日(火)	第 4 回	1 : 15 ~ 2 : 40

ねらい

人権 5 ヶ年計画における 4 期目に達成できなかった、障害者権利条約における障害者差別禁止法での「合理的配慮義務」について、各事業形態における「合理的配慮」とはど

ういったものか検討する。

内容

下記の内容で、所属事業所における「合理的配慮」がされていない事例とは何かをグループで検討する。

平成27年度 6月度 第1回人権研修「福祉事業所における合理的配慮を考える」

合理的配慮とは

- ① 『合理的配慮』とは、障害のある人が他の者との平等を基礎としてすべての人権及び基本的自由を享有し又は行使することを確保するための必要かつ適切な変更及び調整であって、特定の場合に必要とされるものであり、かつ、不釣り合いな又は過重な負担を課さないものをいう。(川島聡・長瀬修、障害者権利条約 仮訳 2008年4月19日付)
- ② 障害のある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮。筆談や読み上げによる意志の疎通、車いすでの移動の手助け、学校・公共施設等のバリアフリー化など、過度の負担にならない範囲で提供されるべきものをいう。(デジタル辞書)

というのが一般的に定義される「合理的配慮」とされています。①、②で示されているように「合理的配慮」とは障がいがある人が人権及び基本的自由を享有する為、又、社会的障壁を取り除くための配慮である為、ありとあらゆる場面で考える必要があり、とても広範囲に及びます。

一般社会における合理的配慮がされていない差別の例

- ・ レストランに入るのに車イスの人が入れるスロープや車イス用の食事スペースがない
- ・ 視覚障がい者の学生が受験できる試験問題がない(点字や音声ガイド)
- ・ 盲導犬を利用している視覚障がい者がスーパーや飲食店の立ち入りを拒否される
- ・ テーマパークにてアトラクションや乗り物を待つことが苦手な人(障がい特性により)が並んで待たないと乗れない。

では、障がい福祉事業所における「合理的配慮」とはなんでしょうか？

「障害者権利条約 24条(教育)」(一部抜粋)

- 1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者をインクルージョン教育制度及び生涯学習を確保する。当該教育制度及び生涯学習は、次のことを目的とする。
 - (a) 人間の潜在能力並びに尊厳及び自己の価値についての意識を十分に発達させ、並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。

- (b) 障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。
- (c) 障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とすること。

2 締約国は、1 の権利の実現に当たり、次のことを確保する。

- (c) 個人に必要とされる合理的配慮が提供されること。
- (e) 学問的及び社会的な発達を最大にする環境において、完全な包容という目標に合致する効果的で個別化された支援措置がとられること。

5 締約国は、障害者が、差別なしに、かつ、他の者との平等を基礎として、一般的な高等教育、職業訓練、成人教育及び生涯学習を享受することができることを確保する。このため、締約国は、合理的配慮が障害者に提供されることを確保する。

※インクルージョン教育…障がいある者となない者が共に学ぶ機会を作っていく事

と規定されています。一般的な社会環境での「合理的配慮」と福祉事業所(障がいある方が多数利用する場所)における「合理的配慮」は少し違うのではないのでしょうか。障がい福祉事業所における「合理的配慮」とは障害者権利条約 24 条の条文に書かれている部分に則り、2-(c) 個人に必要とされる合理的配慮を提供する事であり、簡単に説明すると障がい福祉事業所における「合理的配慮」とは「障がい特性に応じた支援と環境を提供すること」になります。

3. 第2回人権研修

日 時. …平成 27 年 7 月 7 日(火)	第 1 回	1 : 15~2 : 40
7 月 21 日(水)	第 2 回	1 : 15~2 : 40
8 月 6 日(木)	第 3 回	1 : 15~2 : 40
8 月 25 日(火)	第 4 回	1 : 15~2 : 40

ねらい

事例を用いて、実際の場面で何が「合理的配慮義務」について検討する。

内容

・前回、施設における合理的配慮とは何かを討議してもらいました。前回はハード面への意見が多く、当然のことながらとても重要なことと思われませんが、現実的にハード面のトータル的な改善はすぐには厳しい問題です。

今回は現状で考えられる、障がい福祉事業所として、ソフト面を中心した、どのような「合理的配慮」ができるか、また、「合理的配慮」を提供するにあたってどのような問題点があるかについて話し合ってください。

障がい福祉施設における合理的配慮の例

- ・絵カードを用いた支援
- ・福祉機器の活用
- ・きざみ食等の食事提供
- ・様々な感覚刺激に対する環境設定（スヌーズレン等）
- ・障がい特性に応じた活動、生活空間の提供

上記の例のように「合理的配慮」とは障がい福祉事業所が提供するサービスそのものであり、私たちの支援、仕事が「合理的配慮」となります。

4. 第3回人権研修

日 時…平成 27 年 9 月 9 日(木) 午前①
9 月 10 日(月) 午前② 午後③

内容…外部講師を招いての研修を行い、支援者としての人権意識の向上を図る。

講 師・・・大阪大谷大学 教育学部特別支援教育専攻 教授 小田浩伸 氏

テーマ・・・「障がい者差別解消法における合理的配慮と基礎的環境整備について」

演習並びに講義により良い支援とは何かを理解し、合理的配慮に基づく支援ができることを目的とする

5. 清光会人権に関するアンケート調査

日 時…平成 27 年 11 月にアンケート調査を実施

①内 容…「禁止事項」が守られているかを全職員にアンケート調査を行い、清光会の現状を調査する。(事件にかかわる虐待事項については記名などでの報告を義務付ける、又、どのような状況で起こりやすいかも追加)

②結 果… 調査結果については、問題がないか顧問弁護士に確認し、施設長のコメントを添付し職員に回覧する。

6. 第4回人権研修

日時…	平成 28 年 1 月 26 日(火)	第 1 回	1 : 15 ~ 2 : 40
	2 月 2 日(火)	第 2 回	1 : 15 ~ 2 : 40
	2 月 17 日(水)	第 3 回	1 : 15 ~ 2 : 40
	2 月 23 日(火)	第 4 回	1 : 15 ~ 2 : 40

ねらい

- ・清光会禁止事項では心理的虐待の中に呼称についての事項があります。例年の人権アンケート結果で、最も多く守られていない項目となっています。なぜ、長期にわたり、改善されないのか原因を探り、権利擁護において呼称の大切さを学ぶ。

内容

- ・清光会人権アンケートより、「名前を呼ぶ際、“さん”とつけて呼ばず、呼び捨てや渾名で呼ぶこと」が約 18%の職員がこの項目についてなんらかの「見た、行った」と回答しています。下記のポイントに留意しながら、なぜ、なくなるのかをグループ討議して下さい。

※ポイント

- ・「さん」づけで呼べない、呼ばない理由は？
 - ☆ご利用者がわからないから「さん」をつける必要がない？
 - ☆憎しみがあるから？ ☆年齢が低いから？ ☆「さん」づけを嫌がるから？
 - ☆支援者(専門職)としての自覚の無さ？ ☆自分(支援者)の方が偉いから？
 - ☆親近感を持っていれば？ ☆本人、家族がニックネーム等で呼んでいるから？
 - ☆本人はその場にいらない、職員間なら、聞いていなければよいのか？
 - ☆自分(支援者)のことを聞かないから？
- ・個人の資質の問題としてとらえない(一人だけではない、たくさんの方が聞いている)
- ・「呼び捨て、渾名」又は「くん、ちゃん」は虐待なのか？

研修中盤に下記の資料 1 を配布し、呼称問題の意義を学ぶ。

資料 1

利用者の自立生活支援を意識した呼称

知的障害者の呼称問題は古くから現場で議論されているところである。しかし、いまだ現場で確固たる信念の無いまま特定の利用者に対し、「ちゃんづけ」や「ニックネーム」での呼称が多く見受けられる。中には、「呼び捨て」といったところもあると聞く。筆者が担当している障害者施設職員研修の受講生に対して「ちゃんづけ」や「ニックネーム」で呼ぶことがあるのかと尋ねると、3分の1から半数程度の受講生が手を挙げる。とりわけ、重度知的障害利用者に対してこのような傾向が顕著に出ているように見受けられる。多くのワーカーが「『さん』づけで呼ぶべきだと思うが、つつい…」といった思いを抱いているのではないだろうか。筆者は一律的に「ちゃんづけ」や「ニックネーム」を不適切だと主張しているのではない。「ちゃんづけ」や「ニックネーム」で呼ぶことにワーカーとして説明できるのかどうかを問うているのである。

利用者支援は、利用者のニーズに焦点化し、生活上の問題を解決、改善すべく一定の目的や目標に基づいて展開される。よって援助関係はワーカーの個人的な愛情や好意といったワーカー好みの方法で恣意的に作られるものではない。個人レベルで取り交わされる関係ではなく、ワーカーと利用者は支援の目的や目標に向け、意図的に作られた関係、すなわち専門的観点によって結ばれる専門的援助関係を形成するのである。

福祉サービスは、利用者の自立生活支援が目的とされている。「ちゃんづけ」や「ニックネーム」が利用者の自立生活支援という目的につながっているかどうかを吟味するべきである。「ただなんとなく」「そのほうが親しみが湧くから」「さんづけだとよそよそしいから」といったワーカー側からの一方的な解釈だけでは正当な説明とは言えない。

ある現場ワーカーから「利用者を『ちゃんづけ』や『ニックネーム』で呼んだり馴れ馴れしく接したりすることでしか信頼関係を築けないとするなら、素人レベルだ」と聞いたことがある。本当のプロだったら、利用者を一人の大人として「さんづけ」で呼び、節度ある対応を行っていても信頼関係を築くことができる、というのである。また、別のワーカーから「主語が変われば述語が変わる」という話を聞いたことがある。「○○!」と呼び捨てにすれば述語は「○○しなさい!」といった命令口調になる。「○○ちゃん」と子どもを呼ぶような言い方をすれば述語は「○○しましょうね～」と子どもをあやすような言い方になる。「○○さん」と名字で呼べば「○○しましょう」「○○していただけますか」といった大人の会話になる。ワーカーが利用者をどう呼ぶのかはワーカーと利用者の関係性を表すものである。市川は、ワーカーが知的障がいの利用者を「ちゃん」「くん」呼びするのは利用者に永遠の子どもの役割を求めているのではないかという心理的な側面から分析している。そこでは対等な関係にはならず、上下関係、従属関係を強化するだけで、利用者の主体性は育まれない。ワーカーから一方的な親しみの表れとしての「ちゃんづけ」や「ニックネーム」は利用者自身どのように認識しているのだろうか。再考の意義は十分にあると思われる。

そうすると、次のような反論が返ってきそうである。「利用者や家族から『ちゃんづけ』や『ニックネーム』で呼んで欲しいという要望が上がっている。利用者や家族の意向に沿ったかかわりを行っているのである。」しかし、これらの要望をそのまま受け入れてよいのだろうか。われわれは人生の節目で周囲の対応が変わってきたことを体験し、自分自身でも自覚し、子どもから大人に成長してきた。知的障害者も一人の人間として同じことが言える。いつまでも幼児期のかかわりを継続するのではなく、自立生活支援を意図した一人の大人としてのかかわりが必要ではないか。利用者や家族からの要望というのは決定的な理由にはならないだろう。

一方で、利用者の自立生活支援の過程において一時的に「○○といった理由から、『ちゃんづけ』あるいは『ニックネーム』を用いている」との根拠を基に説明できる場合など例外もありうることを付記しておく。このような場合、呼称やかかわり方など個々のワーカーの個人的な想いで接するのではなく、個別支援計画に盛り込み、施設としての取り組みであることを明記すべきである。利用者の呼称がどのようなものなのかという事よりも、自立生活支援を意識したかかわりとなっているかどうかの方が問題なのである。

重度知的障害者の利用者主体に基づく支援に関する研究
—支援の視点と支援過程からの考察—
著者 津田耕一氏より 一部抜粋